

2019年3月29日

各位

東京都千代田区麹町三丁目2番4号
社名 株式会社スリー・ディー・マトリックス
代表者名 代表取締役社長 岡田 淳
(コード番号: 7777)
問合せ先 取締役 新井 友行
電話番号 03 (3511) 3440

第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の取得及び消却に関するお知らせ

当社は、本日付の取締役会におきまして、2018年7月17日に発行いたしました第19回新株予約権（行使価額修正条項付）（以下、「本新株予約権」といいます。）につきまして、残存する全ての本新株予約権を取得するとともに取得後直ちに本新株予約権を消却することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の取得及び消却の概要

(1) 新株予約権の名称	株式会社スリー・ディー・マトリックス 第19回新株予約権
(2) 取得価額	本新株予約権1個当たり379円（総額1,895,000円）
(3) 取得する新株予約権の数	5,000個
(4) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

2. 新株予約権の取得及び消却の理由

2018年6月28日に開示いたしました「第三者割当による第19回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行及びファシリティ契約（行使停止指定条項、一部行使許可条項付）の締結に関するお知らせ」のとおり、当社は、2018年7月17日に本新株予約権を発行いたしましたが、本新株予約権のうち現在残存する5,000個については、吸収性局所止血剤の国内での消化器内視鏡領域における治験終了を起因として発動させる予定の行使許可条項が適用されているところ、本日現在当該治験が終了していないことから、本新株予約権の行使ができない状況にあります。

このような状況の中、当社は本日公表しております「第三者割当による第1回無担保転換社債型新株予約権付社債並びに第20回及び第21回新株予約権の発行に関するお知らせ」のとおり、第三者割当による新株予約権付社債及び新株予約権の発行を新たに決議いたしました。

以上の点を総合的に勘案した結果、会社法第273条第1項及び同法第274条第1項並びに本新株予約権の内容（発行要項第14項本新株予約権の取得事由第（1）号）に従い、残存する本新株予約権の全部を取得し、消却することにいたしました。

3. 新株予約権の取得日及び消却日

2019年4月15日(予定)

4. 今後の見通しについて

本新株予約権の取得及び消却が2019年4月期の業績に与える影響は軽微であります。

【ご参考】第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の概要

(1) 割 当 日	2018年7月17日
(2) 発行新株予約権数	45,000個
(3) 払 込 総 額	17,055,000円(本新株予約権1個当たり379円)
(4) 行使済みの新株予約権の数	40,000個
(5) 割 当 先	SMB C日興証券株式会社

上記に記載した事項以外の本新株予約権の発行要項につきましては2018年6月28日付「第三者割当による第19回新株予約権(行使価額修正条項付)の発行及びファシリティ契約(行使停止指定条項、一部行使許可条項付)の締結に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上